

教育委員会会議録

(定例会)

平成28年4月28日開催

さいたま市教育委員会

- | | | | | |
|---|---------|----------------|---------------|--|
| 1 | 期 | 日 | 平成28年4月28日(木) | |
| 2 | 場 | 所 | 教育委員会室 | |
| 3 | 開 | 会 | 午後2時00分 | |
| 4 | 出席委員 | 委員長 | 大谷幸男 | |
| | | 委員長職務代理者 | 石田有世 | |
| | | 委員 | 野上武利 | |
| | | 委員 | 武田ちあき | |
| | | 教育長 | 稲葉康久 | |
| 5 | 議場 | に出席した者 | | |
| | | 副教育長 | 村瀬修一 | |
| | | 管理部長 | 久保田章 | |
| | | 学校教育部長 | 五十嵐圭一 | |
| | | 生涯学習部長 | 平沼智 | |
| | | 中央図書館長 | 利根川雅樹 | |
| | | 学校教育部参事兼高校教育課長 | 槇拓治 | |
| | | 中央図書館参事兼管理課長 | 波田野育男 | |
| | | 教育総務課長 | 西林正文 | |
| | | 教職員課長 | 渡邊祐子 | |
| | | 教職員課副参事 | 岡村洋彦 | |
| | | 指導2課長 | 田邊泰 | |
| | | 健康教育課長 | 千葉裕 | |
| 6 | 会議録署名委員 | | 野上武利 | |

7 議事等の概要

- 大谷委員長 ただ今から教育委員会会議を開会いたします。本日は傍聴を希望する方はいらっしゃいますか。
- 書記 いらっしゃいません。
- 大谷委員長 本日の会議録の署名委員は、野上委員にお願いいたします。ここで、教育長から発言があります。
- 教育長 本日の会議に追加議案として、議案第27号「さいたま市教職員の人事について」を提案いたします。
- 大谷委員長 わかりました。
本日の議案のうち、報告第8号、議案第25号から27号までは人事に関する案件であること、議案第22号から24号まで及びその他の(2)については議会に関する案件であることから非公開とすることをお諮りしたいと思います。委員の皆さんいかがでしょうか。
- 各委員 <異議なし>
- 大谷委員長 それでは、出席委員全員の賛成をいただきましたので、ただ今申し上げました報告及び議案は非公開といたします。
本日の会議の順番ですが、まず、非公開である報告第8号、議案第27号について先議していただき、次に公開である報告第7号、5号、6号及びその他の(1)の順で報告を行い、続いて非公開議案である議案第22号、その他の(2)、議案第23号から26号までの順で行います。
それでは「教育長の報告」を行います。
- 教育長 報告第5号「さいたま市立高等学校管理規則の一部を改正する規則について」、報告第6号「さいたま市教育職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則について」、報告第7号「市長と教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議の一部を改正する協議について」、報告第8号「さいたま市教職員の人事について」は、緊急に処理する必要があると認められ、かつ、教育委員会会議を招集するいとまがないことから、改正前のさいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条の規定により、臨時代理いたしました。よって御報告します。

報告第8号 さいたま市教職員の人事について
議案第27号 さいたま市教職員の人事について

<非公開案件につき内容は省略>
<議案は原案どおり可決>

報告第7号 市長と教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議の一部を改正する協議について

大谷委員長 それでは、再開いたします。報告第7号につきまして事務局から説明をお願いします。

教育総務課長 報告第5号から第7号までにつきましては、人事評価制度の導入と人事管理の徹底を図ることを目的とした改正地方公務員法が本年4月1日に施行されたことに伴い、さいたま市教育委員会事務局職員や市費負担教職員に適用される規則等について、所要の改正を行ったものです。

なお、教育委員会規則の制定改廃は教育委員会の大きな権限であります。市内部の人事部署との協議、又は県教育委員会との調整が遅れたことにより3月最後の定例会に間に合わず、かつ、4月1日には市全体又は県と歩調を合わせて施行しなければならず臨時代理の措置を取らせていただきました。

それではまず私の方から議案書の10ページ、報告第7号につきまして、御説明させていただきます。

まず、この協議でございますが、教育委員会の権限である事務の一部を、4月1日から市長部局に補助執行させるための規定を追加する必要が生じたことから、市長との間で行われたものでございます。

それでは、12ページの新旧対照表を御覧ください。改正内容につきましては、第7項第3号に「教育委員会職員の人事評価に係る制度の企画及び運営に関する事」として市長部局の総務局長に補助執行させるために規定を加えるものでございます。

これは、人事評価そのものは教育委員会で行っておりますが、例えば人事評価に係る庁内各部責任者会議の運営、評価者・被評価者研修の企画などは全庁的に実施した方が効率的かつ効果的であることから、総務局長への補助執行をお願いするものです。

なお、効力発生日は、平成28年4月1日としております。

14ページ、15ページを御覧ください。本協議につきましては、4月1日付けで市長に申し出て、同日に同意の回答がございました。

併せて御報告いたします。

以上でございます。

大谷委員長 委員各位何かございますか。

大谷委員長 それでは、この件は終了といたします。

報告第5号 さいたま市立高等学校管理規則の一部を改正する規則について

報告第6号 さいたま市教育職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則について

大谷委員長 続きまして、報告第5号及び報告第6号につきましては関連がありますので、一括して事務局から説明をお願いします。

高校教育課長 まず、第5号でございます。4ページを御覧ください。提案理由でございますが、さいたま市立高等学校に勤務する主任実習助手の職及び職務を規定するため、さいたま市立高等学校管理規則の一部を改正するものです。

3ページを御覧ください。改正点についてでございますが、第8条「職及び職務」欄に、主任実習助手に関する規定を加えたことございます。

改正の理由についてでございますが、この4月1日から施行されました、いわゆる改正地方公務員法に基づいて人事評価を実施するに当たり、職制上の職を定め、その職に応じた職務を規定する必要性が生じたためでございます。

主任実習助手という職につきましては、自治体が任意に置いている職であり、もともと学校教育法で規定された職ではございません。

そのため、さいたま市立高等学校に勤務する主任実習助手の職と職務について規定したものでございます。

次に、第6号を御説明いたします。

9ページを御覧ください。提案理由でございますが、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が公布され、平成28年4月1日から施行されることに伴い、新たに職務遂行の過程における他の職員とのコミュニケーション及び協働に関する行動、チームワーク行動を評価の対象とする規定等を整備するため、さいたま市教育職員の人事評価に関する規則の一部を改正するものです。

7ページを御覧ください。いわゆる改正地方公務員法では、「人事評価を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するもの」

とされました。

それを受け、改正した主なものを3点、御説明いたします。

まず、1点目でございます。第6条の表に、備考として「実習助手には主任実習助手を含む。」という文言を加えたことでございます。

続きまして2点目でございます。8ページを御覧ください。第7条の第2項、第3項、第4項に、評価する項目として、新たに「職務遂行の過程における他の職員とのコミュニケーション及び協働に関する行動（チームワーク行動）」を加えたことでございます。

3点目でございますが、第7条の第6項を新設いたしました。

これは、第2項から第4項までで規定されている、チームワーク行動については、校長、教頭の評価項目でないということを規定した条文でございます。

なお、4月1日付けで改正された「埼玉県立学校職員の人事評価に関する規則」及び「埼玉县市町村立学校職員の人事評価に関する規則」と同様に整備しております。

また、本規則の対象となる職員でございますが、市立高等学校に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、主任実習助手、実習助手、並びに市立幼児教育センター附属幼稚園に勤務する園長、教頭、教諭の市費負担の教育職員でございます。

以上でございます。

大谷委員長

チームワーク行動は校長、教頭には適用しないということでしたが、校長、教頭の評価対象項目は何でしょうか。

高校教育課長

8ページの第6項にございますが、実績と行動プロセスでございます。

大谷委員長

4月1日から人事評価のあり方が変わるということですが、どのように活用されていくのでしょうか。

高校教育課長

ポイントを積み上げていく方法で、それが一定数に達しますと上位30%について通常の4号給に加えて1号給上がる仕組みとなっております。県教育委員会と足並みを揃えて実施するものです。

大谷委員長

自分が上がらなかったことについて、不服申立てをするということはあるのでしょうか。

高校教育課長

制度としては不服申立てをすることはできます。

大谷委員長 それでは、この件は終了といたします。

その他 市長と教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議の一部を改正する協議の回答について

大谷委員長 続きまして、次第の「4その他」の(1)につきまして、事務局から説明をお願いします。

教育総務課長 議案書の37ページから42ページを御覧ください。
本件につきましては、前回3月の教育委員会会議において議決をいただきました40ページ、41ページの内容をもって、文書により、市長への協議をいたしましたところ、それに対し38ページにございますとおり、平成28年3月28日付けで市長から同意する旨の回答がありましたことから、今回、御報告させていただくものでございます。
以上でございます。

大谷委員長 それでは、この件は終了といたします。

議案第22号 さいたま市就学支援委員会条例の一部を改正する条例の制定について

<非公開案件につき内容は省略>
<議案は原案どおり可決>

その他 (2) 新設される大宮図書館の適切な管理運営を求める決議について
議案第23号 さいたま市図書館条例の一部を改正する条例について
議案第24号 指定管理者の指定について

<非公開案件につき内容は省略>
<議案は原案どおり可決>

議案第25号 さいたま市就学支援委員会委員の委嘱及び任命について

<非公開案件につき内容は省略>
<議案は原案どおり可決>

議案第26号 さいたま市学校結核対策委員会委員の任命について

<非公開案件につき内容は省略>

<議案は原案どおり可決>

大谷委員長

以上をもちまして、本日の教育委員会会議の議事を終了いたします。

これにて、教育委員会会議を閉会いたします。

8 閉 会 午後3時40分